



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

告 示

○ 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）	1
○ 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）	1
○ 県道の供用の開始（道路管理課）	2
○ 道路の占用を制限する区域の指定（道路管理課）	2
○ 指定管理者の指定（道路管理課）	2
○ 指定管理者の指定（都市計画・モノレール課）	2
選挙管理委員会事項	
○ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数	3
収用委員会事項	
○ 収用の裁決手続開始の決定・3 件	3

告 示

沖縄県告示第18号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、ミナト・ヨサシ原地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 令和 7 年 1 月 20 日から同年 2 月 17 日まで
- 縦覧に供する場所 伊江村役場
- その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第19号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、沖縄県中部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 1 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 公共測量を実施する地域 読谷村字高志保地内（読谷第 1 地区）
- 公共測量を実施する期間 令和 6 年 12 月 23 日から令和 7 年 3 月 27 日まで
- 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

沖縄県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和7年1月17日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 22号線
- 2 供用開始の区間 北中城村字比嘉811番から北中城村字島袋325番2まで
- 3 供用開始の期日 令和7年1月20日

沖縄県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、令和7年1月17日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の占用を制限する区域及び図面縦覧場所

占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道114号線（本部町字浦崎泊原184番1から字石川字山原663番まで）	沖縄県北部土木事務所
県道具志川環状線（うるま市字赤野竹ヌ又原923番1から字宇堅尻川原895番1まで）	沖縄県中部土木事務所
県道石垣空港線（石垣市字真栄里田原715番1から字真栄里東原609番4まで）	沖縄県八重山土木事務所

- 2 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため
- 4 占用の制限の開始の日 令和7年1月17日

沖縄県告示第22号

沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）第6条第1項の規定により、県民広場地下駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年1月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 県民広場地下駐車場管理運営共同企業体
代表者 株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号
株式会社沖縄特電 那覇市久茂地3丁目21番1号
- 2 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

沖縄県告示第23号

沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）第6条第1項の規定により、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年1月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 てだこ浦西駅パークアンドライド管理運営共同企業体
代表者 株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち 1 丁目 1 番12号
一般社団法人沖縄県レンタカー協会 那覇市字安次嶺 6 番地11赤嶺ビル 3 階
- 2 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和 6 年沖縄県選挙管理委員会告示第29号は、廃止する。

令和 7 年 1 月17日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 23, 510
- 2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 246, 932
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

選挙区名称	3 分の 1 の数
名護市選挙区	16, 979
うるま市選挙区	33, 326
沖縄市選挙区	37, 390
宜野湾市選挙区	26, 321
浦添市選挙区	30, 521
那覇市・南部離島選挙区	88, 048
豊見城市選挙区	16, 956
島尻・南城市選挙区	36, 307
糸満市選挙区	16, 169
宮古島市選挙区	15, 339
石垣市選挙区	14, 798
国頭郡選挙区	17, 903
中頭郡選挙区	41, 764

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第 6 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 1 月17日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 市道喜良原新里長作原線道路改良工事（南城市玉城字喜良原喜良原地内から同市佐敷字新

里長作原地内まで) 及びこれに伴う県道付替工事並びに市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		登記簿	現況	登記簿	実測	
南城市玉城字喜良原喜良原	402番	原野	公衆用道路及び原野	402	403.79	313.40

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB9、A24、A25、A26、B10、K671、K665、K666、K667、K668、K669及びB9の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
土地登記簿表題部所有者喜名喜昌	住所不明 ただし、表題部住所 那覇市重民町1番地
土地登記簿表題部所有者山入端嘉雄	住所不明 ただし、表題部住所 那覇市字楚辺377番地
土地登記簿表題部所有者山入端莊仁	住所不明 ただし、表題部住所 島尻郡玉城村字喜良原後ノ山入端
土地登記簿表題部所有者山入端喜徳	住所不明 ただし、表題部住所 島尻郡玉城村字喜良原喜徳山入端
土地登記簿表題部所有者仲里タマツ	住所不明 ただし、表題部住所 那覇市字寄宮81番地
土地登記簿表題部所有者喜名喜光	住所不明 ただし、表題部住所 島尻郡玉城村字喜良原新喜名
土地登記簿表題部所有者眞喜志ツル	住所不明 ただし、表題部住所 島尻郡玉城村字喜良原眞喜志小
土地登記簿表題部所有者亡山入端順吉長男 亡山入端正治法定相続人山入端榮文	南城市玉城字喜良原391番地
土地登記簿表題部所有者亡山入端順吉法定 相続人 山入端莊市 山入端吉光 山入端キヨ子	南城市玉城字親慶原182番地3 那覇市高良2丁目15番24号上原アパート101 東京都千代田区富士見一丁目5番1-902号
土地登記簿表題部所有者亡山入端トミ法定 相続人宮城あゆみ	南城市玉城字喜良原330番地4
土地登記簿表題部所有者亡古波藏東輝法定 相続人 古波藏正義 古波藏昭二 古波藏勝 嶺井加代子 城間富盛 城間廣 高良良理子 木下理津子 古波藏東孝 桃原米子 亡古波藏ハル相続財産管理人不明	兵庫県芦屋市高浜町7番1-2811号 福岡県北九州市八幡西区本城東一丁目7番16-104号 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町47番地3ラムーナ横浜 戸塚フォレストリッジ110号 南城市玉城字喜良原33番地2 南城市玉城字喜良原33番地 南城市玉城字喜良原549番地 島尻郡八重瀬町字宜次173番地7 鹿児島県指宿市山川潮見町54番地1 那覇市字与儀181番地10 那覇市与儀1丁目6番11号 宜野湾市大山三丁目31番1号愛誠園
土地登記簿表題部所有者亡山入端ナベ法定 相続人 山入端チヨ 山入端莊市	南城市玉城字喜良原217番地 南城市玉城字親慶原182番地3

照喜名ヨシ	豊見城市字根差部621番地19
-------	-----------------

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 6 年12月13日

沖縄県収用委員会告示第 7 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 1 月17日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 市道喜良原新里長作原線道路改良工事（南城市玉城字喜良原喜良原地内から同市佐敷字新里長作原地内まで）及びこれに伴う県道付替工事並びに市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
		登記簿	現況	登記簿	実測	
南城市佐敷字新里長作原	1900番	畑	畑	515	520.13	194.24

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB30、A59、A60、A60-1、B31、K150、K158、K159及びB30の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
所有者不明。ただし、西平守市又は次の登記名義人 諸見里るり子 宮里節子 黒川豊美 山入端香代子 稲福利江子	南城市玉城字親慶原493番地 5 南城市大里字仲間 1 番地 2 大里団地 1 棟105号 沖縄市宮里一丁目 7 番15号 神奈川県川崎市高津区下野毛二丁目 8 番 1 ー206号 沖縄市胡屋六丁目14番 5 号 沖縄市照屋一丁目20番 7 号みんなの家A

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- (1) 登記名義人に所有権があるものと確定した場合

氏名	住所	権利の種類
西平守市	南城市玉城字親慶原493番地 5	使用貸借権

- (2) 西平守市に所有権があるものと確定した場合 なし

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 6 年12月13日

沖縄県収用委員会告示第 8 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 1 月17日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 南城市
- 2 事業の種類 市道喜良原新里長作原線道路改良工事（南城市玉城字喜良原喜良原地内から同市佐敷字新里長作原地内まで）及びこれに伴う県道付替工事並びに市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
南城市玉城字喜良原喜良原	301番	畑	雑種地	1,609	1,617.12	122.97	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB53、A89、A90、A91、A92、A93、A93-1、A93-2、A94、A95、B54、K993、K994、K995、K996、K929及びB53の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。
(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
登記名義人兼登記名義人亡山入端信子法定相続人 山入端徳昭 田村千加子 山入端良人	愛知県名古屋市中川区高畑五丁目32番地ブライム八田310号 南風原町字宮平509番地1 シャン・ド・フルール107 糸満市字潮平462番地の1 ライトハウスM303号室
登記名義人亡山入端良勝法定相続人 山入端悠香 山入端悠也 山入端紫野 山入端璃奈 山入端友貴 山入端友琳	南城市大里字大城1796番地9 南城市大里字大城1796番地9 南城市玉城字喜良原398番地2 ヴァンベール301号室 南城市玉城字喜良原398番地2 ヴァンベール301号室 南城市玉城字喜良原398番地2 ヴァンベール301号室 南城市玉城字喜良原398番地2 ヴァンベール301号室

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社沖縄海邦銀行 代表取締役 新城一史	那覇市久茂地2丁目9番12号	根抵当権(山入端信子、山入端良勝、田村千加子及び山入端良人持分) 平成24年6月26日第20489号
社会福祉法人以和貴会 特別養護老人ホーム朝日の家 理事長 名嘉栄勝	南城市玉城字喜良原526番地	使用貸借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和6年12月13日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--